

# 事故発生防止のための指針

社会福祉法人恵優会

## 1 事故発生防止のための基本方針

社会福祉法人恵優会の設置運営する青葉町デイサービス・グループホーム青葉町日和・小規模多機能型居宅介護青葉町湯らり(以下、「当施設」という。)は、事故発生防止に関する指針を定め、当施設の方針とする。

### (1)事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、質の高い介護サービスを提供するために、常にその提供するサービスに対して常に改善を行い、社会的な評価を得られるように全力をあげて運営を行う。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。

また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員で自己研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

### (2)リスクマネジメント体制整備

ヒヤリハットや介護事故・車両事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、部門ミーティング、事故防止委員会においてその内容について検討する。

### (3)事故防止委員会設置の目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組める体制づくりを推進するため、事故防止委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (4)委員会の構成員

委員会の委員は、**副施設長**以下各部門の職員で構成する。なお、本委員会の運営責任者は**副施設長**とし、「事故発生防止に係る担当者(以下「担当者」という。)」を委員より1名を充てる。

### (5)委員会の開催

委員会は**定期的に年4回以上開催する**。また、事故発生時等必要に応じ、随時委員会を開催する。議題は担当者が定め、介護事故発生時の未然防止、再発防止等の検討を行う。

### (6)委員会の役割

#### ① マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備

介護事故等、未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルの更

新を行う。ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式についても定期的に見直しを行い、必要に応じて更新する。

② ヒヤリハット報告書、事故報告書の分析及び改善策の検討

各部門から報告のあったヒヤリハット、事故等の分析をもとに、事故発生防止のための改善策について部門間で共有を図る。

③ 改善策の周知徹底

検討された改善策実施について、各部門職員に対して周知徹底を図る。

## 2 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に行う研修に組み入れるとともに、事故防止に関して、年1回以上職員研修を実施する。

## 3 事故発生時の対応に関する基本方針

### (1)利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は利用者に対して必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については必ず記録し、損害賠償の責を行う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

### (2)家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については適切な説明が迅速に行えるように努める。

① 事故発生状況及び施設職員の対応状況

② 事故の発生原因及びその再発防止策

③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

### (3)その他の連絡・報告について

かかりつけ医、サービス事業所等に連絡し、県・市町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

## 4 事故発生防止のための取り組み

事故発生防止のために、事故防止委員会で事故報告書を集計し、事故等の発生の状況等を分析することにより、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知する。また、防止策の有効性については観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、事故防止委員会にて検討する。

## 5 事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の「事故発生防止のための基本指針」は、利用者及び家族等の求めに応じていつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

付則 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

この指針は、令和 5 年 4 月 1 日より改定適用する。

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より改定適用する。